

# 税の申告を しましよろう

平成18年分の所得税の確定申告と平成19年度分の市県民税の申告が始まります。申告に必要な帳簿や伝票などの整理は、済みましたか。申告会場では、皆さんが自分で申告書を作成できるよう、職員がアドバイスします。お早めにご来場ください。申告書は郵送でも提出できます。

- ① 確定申告（所得税など） 磐田税務署 ☎32 6111
- 〒438 8711 磐田市中泉1124
- ② 市県民税 袋井市役所税務課 ☎44 3109
- 〒437 8666 袋井市新屋111



申告期間は  
2月16日(金)～3月15日(木)です

申告書は自分で  
記入しましょう

インターネットからも  
簡単に入力できます

確定申告は、前年1年間（1月から12月）に得た所得の総決算として、自分で所得金額と税額を計算し、精算するために行う申告納税制度です。期間中に忘れずに申告してください。

確定申告書や収支内訳書などを書くことは、難しいと考える方も多いと思いますが、「確定申告書の手引き」や「収支内訳書の書き方」などを参考に記入すれば、簡単に作成できます。

パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」で、画面の指示に従って必要項目を入力すれば、簡単に確定申告書が作成できます。ご家族の方でパソコンをお持ちの方は、是非協力してあげてください。

作成した申告書は、プリンターで印刷して、添付書類とともに提出することができます（モノクロ印刷でも可）。

さあ、あなたもネットで！

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

確定申告

所得税・贈与税・事業税・住民税 3/15(木)まで

個人事業者の消費税・地方消費税 4/2(月)まで

平成18年分の確定申告で初めてe-Taxをご利用される方へ  
e-Taxをご利用される場合は事前準備が必要です。お早めに、開始前準備をご確認ください。

# 税の申告をしましょう

必要書類や記入箇所を確認しましょう

添付する書類や記入漏れがないか、提出前にもう一度確認しましょう。

源泉徴収票（給与や公的年金などの収入がある方）  
 証明書（寄付金控除・社会保険料控除・生命保険料控除・損害保険料控除など）  
 認め印

領収書及び明細書（医療費控除・雑損控除）など  
 振り込み先（還付申告をする方）

収支内訳書（営業所得・農業所得・不動産所得のある白色申告の方）  
 青色申告決算書（青色申告の方）

市内申告記載会場での受付方法が変わります

毎年、市内申告記載会場（5ページの市内申告記載会場一覧表を参照）は、大変混みます。待ち時間を短縮するため、申告書は自分で申告書に記入する自書申告に変わります。開場時間も「午前9時」からになり、受付の番号札の配布は行いません。

市内申告記載会場では、職員がアドバイスを行います

員がアドバイスを行います。申告書の確認（検算）は行いません。提出された申告書に計算誤りなどがあつた場合、後日磐田税務署から連絡することがあります。

自宅や職場で作成した確定申告書は、磐田税務署や市内申告記載会場へ提出してください。

確定申告に関する問い合わせは、磐田税務署へお願いします。

問い合わせ先  
 磐田税務署  
 ☎326111

郵送でも提出できます

確定申告書は、郵送でも提出できます。記載事項や添付書類に誤りがないかを確認し、確定申告書の控えを保管のうえ、磐田税務署までお早めに提出してください。

郵送の場合には、消印日が申告書の提出日となり、2月16日（金）から3月15日（木）までの消印が、期限内申告となります。

確定申告書送付先  
 〒4388711

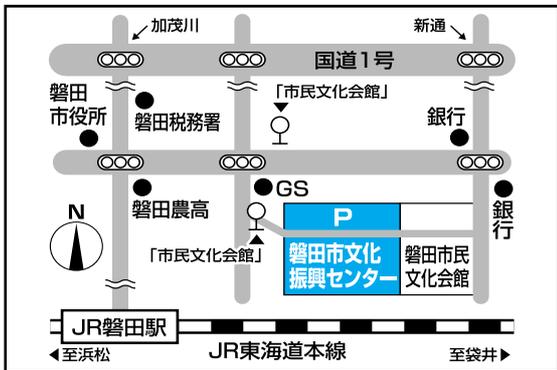
磐田市中泉112-4  
 磐田税務署

申告記載会場はお間違えなく

申告内容によって会場が異なります。申告する内容を下の表に当てはめて会場を確認してください。

会場を間違えると申告書作成のアドバイスが受けられません。

磐田税務署申告記載会場「磐田市文化振興センター」（左地図参照）では、市内申告記載会場と同様に税務署職員が申告書の作成、記入に関するアドバイスをいたします。アドバイスに従い、自分で申告書などを作成してください。



## あなたの申告記載会場を確認しましょう

給与・年金・一時所得（保険の満期など）・シルバー人材センターからの配当金のみの申告ですか？

いいえ

営業・農業・不動産収入がある方、土地や建物・株式を売った方、株式の配当収入の申告をする方

磐田市文化振興センター

はい

住宅借入金特別控除の申告をしますか？

はい

いいえ

市内申告記載会場または、磐田市文化振興センター

市県民税の申告をする方は、市内申告記載会場へお越しください。医療費控除の申告をする方は、当てはまった会場で申告してください。すべて記入してある申告書は、どちらの会場でも提出できます。